



SMTB年金ニュース



(平成24年9月26日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】 有識者会議を受けた財政運営基準等の 一部見直しに係る省令・通知改正

本日（平成24年9月26日）、以下の省令および通知が改正されました。

■厚生年金基金

■確定給付企業年金

①厚生年金基金の財政運営について	④確定給付企業年金施行規則
②厚生年金基金の設立認可について	⑤確定給付企業年金制度について
③厚生年金基金の設立要件について	⑥確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について

(*1)各改正通知は下のリンク先を参照ください。

7月27日配信のSMTB年金ニュース(*2)においてご案内の通り、今回の省令・通知改正に先立ちパブリックコメント募集手続きが実施されておりました。本省令・通知改正の内容は、当該手続き時に提示された内容から大きな変更はありません。

本省令・通知改正に伴い、パブリックコメント募集手続きにおける意見及び回答についても公表されています>(*3)。

なお、パブリックコメント募集手続きの内容のうち、AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金に関する対応につきましては、8月29日に意見及び回答が公表され、同日に関連通知が発出されています>(*4)。

(*1)①②<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120926tuuti1-2.pdf>

③<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120926tuuti3.pdf>

④<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120926syourei4.pdf>

⑤<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120926tuuti5.pdf>

⑥<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120926tuuti6.pdf>

(*2) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120727news.pdf>

(*3) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=2>

(*4) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120829news.pdf>

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

I. 省令・通知改正の概要

(1) 予定利率の引下げを促進する措置

省令・通知	概要
①④⑥	予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却期間は、最大 20 年から最大 30 年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

(2) 給付減額の手続の明確化・簡素化

省令・通知	概要
②④	A. 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、該当基準を明確化する。
②③⑤	B. 受給者減額時に希望する受給者に対して支給する一時金について、現行の額（最低積立基準額）に加えて複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。
③⑤	C. 減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

II. 施行期日

本省令・通知改正の発出日（平成 24 年 9 月 26 日）から適用

III. 取扱いの詳細等

本省令・通知改正に関する詳細な取扱いについて、以下のとおり厚生労働省より確認を得ています。

予定利率の引下げを促進する措置について

項目	内容
特別掛金設定方法	「予定利率引下げにより生じる積立不足相当の特別掛金（最大 30 年償却）」と「その他の特別掛金（最大 20 年償却）」を別々に算定し、設定する必要がある。
特別掛金償却方法	・ 予定利率引下げにより生じる積立不足相当分の特別掛金と、その他の特別掛金は異なる償却方法により設定することが可能。 ・ 予定利率引下げにより生じる積立不足相当分を、まず現行掛金の償却期間延長により償却し、残りの積立不足を 20 年超償却により償却することが可能。
20 年超の掛金設定後の財政計算時の取扱い	当初の 20 年超の掛金設定を据え置くか、原則的な取扱いにより新たに掛金設定する必要があり、予定償却期間を 20 年超の範囲で延長または短縮する取扱いは不可。
別途積立金の取扱い	別途積立金が計上されている場合、別途積立金を取り崩さずに予定利率引下げにより生じる積立不足相当分を 20 年超で償却するような特別掛金の設定は不可。
予定利率引下げに伴う積立不足処理の特例(注)を適用している場合の取扱い（厚年基金のみ）	特例を適用して予定利率引下げ時に特別掛金を据え置いている場合、繰越不足金の解消を実施する際に今回の特例措置を適用することが可能。予定利率引下げにより生じる積立不足相当を財政計算の基準日から 30 年以内で償却すればよい。

(注)平成 25 年 4 月 1 日までの間に、予定利率の引下げに伴い老齢年金給付の給付設計の変更を行う規約変更においては、少なくとも標準掛金の算定を行えばよく、特別掛金を据え置くことが可能。厚生年金基金のみの特例措置。

以上